

学生の皆さんへ

■緊急事態宣言の解除に際して

本年7月12日に発令された4度目の緊急事態宣言が9月30日（木）をもって解除されました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染状況については、感染力の強い変異株の拡大による感染再拡大のおそれもあり、未だ予断を許さない状況です。すでに皆さんにはご協力いただいておりますが、この機会に再度、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応方針について（第8報）」をご確認いただき、徹底した実践をお願いいたします。

■後期授業について

本学の後期授業は、当面前期と同様に、対面授業とオンライン授業を併用する形を継続します。対面授業の割合は、全学平均では50%以上を確保していますが、対面授業の割合をさらに増加させることができるよう、PCR検査やワクチン接種の支援、換気対策の強化等の十分な感染防止対策に取り組んでまいります。皆さんにおいても、引き続き感染予防に努めていただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上

2021年10月1日

順天堂大学

学長 新井 一

教職員・学生各位

学長 新井 一

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応方針について（第8報）

新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、教職員・学生の安全・健康確保と学内外への感染拡大防止を最優先に、当面の間の対応方針を以下の通り定めます（第7報からの変更点を下線で示しています）。

<基本的な予防策>

1. 個人の感染予防

- ・ 手指衛生および咳エチケット
 - ウイルスの侵入門戸は目、鼻、口の粘膜である。外出中は意識して手で目、鼻、口等に触れないようにすること。
 - 顔に触る前には必ず手を石けんと流水（30秒程度）、あるいは擦式アルコール手指消毒薬で手指を消毒すること。
 - 咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、などを使って、口や鼻をおさえる。素手で抑えてはいけない）を徹底するとともに、できるだけ人混みを避けること。
 - **ユニバーサル・マスク・ポリシー**
 - ◇ 無症状あるいは症状が軽微な方から他の方への感染を防ぐために、**学内で人と対面するときには、常にサージカルマスク*を着用すること。**
 - ◇ 通勤・通学時もマスクを着用することが望ましい。
 - ※ サージカルマスクを入手できない大学部門の教職員・学生は他のマスクでも代用可能である。
- ・ 普段の健康管理
 - 普段からバランスのよい食事、適度な運動、休養・睡眠を心がけ、免疫力を高めること。
 - 喫煙者が感染した場合は**重症化リスクが高い**傾向があるので**禁煙を強く推奨する。**

2. 職域・学校の感染予防

- ・ 教職員・学生の健康状態のモニタリング
 - 朝夕、体温を測定するなど、健康チェックを行うこと。
 - 風邪の症状や発熱が出現した場合には、速やかに自宅待機とすること。
- ・ 受診相談の目安
 - 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに各部門の安全衛生管理室にご相談ください（これらに該当しない場合の相談も可能）。
 - ◇ **息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状の**

いずれかがある場合

◇ 重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

※ 妊婦の方も重症化しやすい方と同様、早めにご相談ください

◇ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

・ 風邪の症状や発熱を認める教職員・学生の復職・復学の目安

➤ 次の1) および2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも8日が経過している（発症日を0日として8日間）。
- 2) 薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも3日が経過している（症状消失日を0日として3日間）。
*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤
**咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

・ 職域・学校の消毒

➤ 発熱者が発生した場合

- ◇ （発熱の原因を問わず）発熱者のエリア（机・椅子など）の消毒（清拭）を行うこと。
- ◇ 消毒範囲の目安は、発熱者のエリアの半径2m程度、トイレ等の使用があった場合は該当エリアの消毒を行うこと。
- ◇ 消毒はアルコール消毒液（70%～80%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用いること。
- ◇ 消毒の際は適切な個人保護具（マスク、手袋等）を用いること。

・ 集団感染を防ぐため「3つの密」を避ける環境を整える

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 密閉 （換気の悪い密閉空間） | ：定期的に部屋の換気を行う |
| 密集 （手の届く距離に人が密集する場所） | ：ソーシャルディスタンス
（人と人との間の十分な距離を確保する） |
| 密接 （密接した近距離での会話） | ：マスク着用、大声での会話を避ける |

*学内で特に注意すべき「3つの密」に関すること

学内では、下記を守って行動することが望ましい。学外では、良識ある自律的行動を心掛けること。

- ◇ 人が集まる休憩室や食堂等の利用を制限する。
- ◇ **食事中はマスクを外すため、できる限り1人で食事をする。**
- ◇ **複数で食事をする場合は、対面での食事を避け、最低でも1m以上の**

距離をとる。食事時間は15分未満が望ましい。

- ◇ **食後はすぐにマスクを着用し、食後の談笑も短くするよう努める(15分未満)。**
- ◇ **マスクを外した状態での談笑は慎む。**
- ◇ 対面での業務(会議含む)を制限し、テレビ会議等を利用する。
- ◇ 授業はオンライン授業等を利用し、学業への影響を最小限に抑える。

＜感染者および濃厚接触者への対応＞

1. 職員・学生が感染した場合

- ・ 感染した職員・学生は、居住地の保健所の指示に従い、適切な加療を受ける。
 - ・ 感染した職員・学生は、速やかに部署責任者に電話、e-mail等により連絡し、部署責任者は各部門の安全衛生管理室に連絡すること。
 - ・ 復職・復学について
 - 発病後(無症状病原体保有者は検体採取日から0日)から少なくとも10日経過していること。
 - 解熱後に少なくとも72時間が経過しており*、発熱以外の症状が改善傾向である**こと。
 - * 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 - ** 咳嗽・倦怠感・呼吸苦などの症状(但し、味覚・嗅覚障害については遷延することがある)
- ※ 復職・復学に際してPCR検査は不要。
- ※ 最終的な復職・復学については、加療中の重症度と療養中の健康観察記録を参照し、安全衛生管理室が判断する。
- ※ 復職に際し、必要に応じて復職委員会を開催し、復職方法と時期を決定する。
- ・ 復職・復学後、自身で健康観察(体温測定、体調の確認)を行い、体調不良時は無理せず自宅で療養すること。

2. 職員・学生が濃厚接触者となった場合

- ・ 保健所が実施する積極的疫学調査等により、職員・学生が濃厚接触者と判断された場合は、指示に従い**14日間の自宅待機**をすること。また、自宅待機期間中はあわせて健康観察を行うこと。
- ・ 濃厚接触者は、速やかに部署責任者に電話、e-mail等により連絡し、部署責任者は各部門の安全衛生管理室に連絡すること。

3. 職員・学生の家族や同居人が濃厚接触者となった場合

「濃厚接触者」は、居住地の保健所の指示でPCR検査を受けることになる(初期スクリーニング)。

- PCR検査結果が判明するまでは、以下の対応を取る。
 - ◇ 濃厚接触者に風邪症状や発熱などが出現した場合：職員・学生は自宅待機
 - ◇ 濃厚接触者に自覚症状がない場合：職員・学生は就業・就学可
- PCR検査結果が判明後、以下の対応を取る。

- ◇ 陽性の場合：職員・学生は指示に従い、14日間の自宅待機と健康観察
- ◇ 陰性の場合：通常勤務可
- ※ 居住地の保健所が濃厚接触者を把握しきれない場合もあるため、職員・学生の家族や同居人が濃厚接触者であることが疑われる場合も同様の対応を取る。濃厚接触者疑いの家族や同居人に風邪の症状や発熱が出現した場合は、居住地の保健所に連絡し指示を仰ぐこと。

4. 感染者への配慮事項

- ・ 新型コロナウイルス感染者へ差別的な取扱いをしないこと。また、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。

<相談窓口>

1. 帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

2. 新型コロナウイルスに関するその他の相談窓口

- ・ 厚生労働省相談窓口（毎日9-21時） 0120-56-5653
- ・ 東京都新型コロナコールセンター（毎日9-21時） 0570-55-0571
- ・ COVID-19 Help Line for people from overseas 050-3816-2787



<その他>

1. 積極的な感染対策・クラスター発生予防のため、**厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)** をインストールして使用することが望ましい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642043.pdf>



2. 海外から帰国した就業・就学前の教職員・学生の対応については、「**新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 流行に伴う海外への渡航および海外からの受入の制限について**」を確認すること。